

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 6 | 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飛騨市長は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

飛騨市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 軽自動車税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法第442条の2の規定により車輛台数の管理・賦課・証明書発行等の処理を行つ。</p> <p>特定個人情報ファイルは、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で収集及び提供を行つてゐる。</p> <p>①車両台帳管理機能：課税対象となる車輛の所有者と使用者の情報及び車輛情報を管理する。</p> <p>②証明書発行機能：納税証明書、標識交付証明書等の各種証明書を発行する。</p> <p>③宛名情報管理機能：住民登録している住民、外国人、住民登録外国人及び法人を管理する。</p> <p>④納税通知書発行機能：納税通知書等の通知書を発行する。</p> <p>⑤送付先管理機能：送付先宛名情報を管理する。</p> <p>⑥同定管理機能：同一人を特定するための同定情報を管理する。</p> <p>⑦個人番号対応符号管理機能：情報提供ネットワークシステムを使用するための符号を管理する。</p> |
| ③システムの名称 | 軽自動車税システム、中間サーバー・ソフトウェア、宛名管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

税務ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|------------------------------|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 並びに地方税法等 |
|--------|------------------------------|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の項番号27の項並びに地方税法等 |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-----------|
| ①部署 | 飛驒市総務部税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

6. 他の評価実施機関

| |
|----|
| なし |
|----|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 飛驒市総務部税務課 〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号 TEL0577-73-3742 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 飛驒市総務部税務課 〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号 TEL0577-73-3742 |
|-----|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |

变更箇所